令和八年度　山口県立大学　国際文化学部　文化創造学科
学校推薦型選抜（地域貢献人材発掘枠）　「小論文」　問題用紙

問　次の文章を読み、その要旨を示したうえで、あなたの考える「伝統」とは何か、具体例を挙げながら八〇〇字以内で述べなさい。

１９５０年（昭和25年）の文化財保護法によって、工芸技術が「無形文化財」として保護の対象となりました。その後、１９５４年（昭和29年）の同法改正により重要無形文化財の指定制度が創設され、重要無形文化財保持者（人間国宝）の認定制度も開始され、現在に至る工芸技術の文化財としての位置づけが明確となりました。

そして、１９５４年に無形文化財としての工芸品を「伝統工芸」として一般公開するために始まったのが、現在の「日本伝統工芸展」です。第1回目は「無形文化財日本伝統工芸展」であり、当時指定された無形文化財のみが出展されたことからも明らかなように、「伝統工芸」とは文化財保護の観点から生まれた言葉です。

いまや「工芸」といえばイコール「伝統工芸」というイメージを持つ人も多いように思いますが、「伝統工芸」という言葉はできてからまだ70年ほどしか経っていないのです。

さて、このようにして誕生した「伝統工芸」ですが、歴史的な背景を見ると、少し異なる姿が見えてきます。以下、３つの視点から考えたいと思います。

一つ目は、「伝統の創出」という視点です。

これはイギリスの社会学者エリック・ホブズボウム等による論文集『創られた伝統』で提起された考え方です。

私たちの生活の中では様々なものごとが「伝統的」とされ、それが多くの人々の間で共有されることで「日本人らしい」「日本的な」生活意識が共有されています。が、その「伝統的」とされるものの多くは、近代になって国家が、国内の人々の国民意識を高めるために、あえて強調し、時には新たに創り上げたものである、という趣旨のことが書かれています（本書の研究対象はイギリスやインド・アフリカです）。特に欧州では第一次世界大戦前の帝国としてのあり方から国民を中心とした国家制度へ移行する中で、「伝統の大量生産」が行われたと分析されています。

そして二つ目は、少し遡って、第二次世界大戦中の日本の戦時体制における工芸の保護施策を見てみます。

日中戦争と太平洋戦争（第二次世界大戦）は日本が初めて経験する「総力戦」であり、１９３８年（昭和13年）には「国家総動員法」が制定されます。美術・工芸分野も各種団体が統合され、戦時体制に組み込まれていきました。一方で１９４０年（昭和15年）に施行された「奢侈品等製造販売制限規則」（七・七禁令）で多くの工芸品を含む贅沢品の製造・販売が禁止され、販売ができるものも量・価格に制限がつけられました。この経済統制下では「産業としての工芸」は輸出産業としての振興は続けられましたが、工芸作家は事実上活動ができないことになったのです。

しかし、ここで多くの工芸団体（漆器や人形の業界団体、日本民藝協会等）から、工芸は日本独自の伝統的な技術によって作られた日本精神の表現であり、これを再評価・保護するとともに国内外に発信し、国力の向上、国威発揚につなげるべきだ、という趣旨の提言が政府に対して行われます。これを受けて政府では、工芸産業の実態調査を全国的に実施するのですが、このような工芸を日本文化の象徴とする考え方や全国的な調査結果が、戦後の文化財保護法における「無形文化財」＝「伝統工芸」の認定制度に受け継がれていきました。

三つ目の視点は「伝統工芸」が誕生した１９５０年代の日本の状況です。

ＧＨＱによる占領政策は「日本の民主化・非軍事」を軸に行われましたが、朝鮮戦争が勃発するなど東西陣営の緊張が高まる中で、その方針は大きく変更されます。１９５０年代には社会主義的運動の取り締まり、警察予備隊（現在の陸上自衛隊）の創設等、いわゆる「逆コース」と呼ばれる政策が進められ、最終的に１９５２年（昭和27年）の独立回復へと至ります（アメリカによる独立の承認、とも言えます）。

そして日本では、独自憲法を掲げる保守政党（自由民主党）が政権を担い、護憲派の革新政党（日本社会党）と対立する政治体制（55年体制）が成立しますが、この時期に、戦争によって失われた日本文化への自信や誇りを回復するための動きが、官民問わず打ち出されるようになります。

以上の観点も含めて「伝統工芸」を改めて考えると、「伝統工芸」とは、戦前から戦後にかけて日本政府が国民の帰属意識を高めるための文化的施策（伝統の創出）の一つとして工芸を捉え、文化的アイコンとして活用し、１９５０年代に概念化・制度化したもの、としていいでしょう。

その後、日本伝統工芸展は、１９５８年（昭和33年）に日展（戦前の文展・帝展の後継）の第四科会（美術工芸）との対立・分裂を経て、１９６０年（昭和35年）からは一般公募制に移行し、広く工芸家の発表の舞台となります。「美術としての工芸」は、どちらかと言えば前衛的・芸術性を志向する日展と、歴史性や日用性を志向する伝統工芸展の２つに分かれていったのです（とはいえ、伝統工芸展への出品を見ると、器としての形はあっても日用性とは少し離れた、自己表現を追求した芸術寄りのものが多い印象です。決して一般の日用品ではありません）。

そして、１９７７年（昭和52年）には東京国立近代美術館の分館として工芸館が開館し、「伝統工芸」をはじめ近現代の工芸・デザイン作品の展示・鑑賞の場となります。このように「美術としての工芸」の中で「伝統工芸」は、日本文化の象徴としてのポジションを強化していくのです。

東京国立近代美術館工芸館は、２０２０年（令和２年）に石川県金沢市に移転し、「国立工芸館」として再スタートし、多くの人が訪れています。

（出典　倉本賢士著「産業としての近代工芸史」　日本政策投資銀行、日本経済研究所編著『「産業としての工芸　ものづくりから挑む地域創生』　中央公論新社、二〇二五年、六七～七一頁による。以上の文章に記述の形式について最小限の手を加えた。）

令和８年度　国際文化学部　文化創造学科　学校推薦型選抜（地域貢献人材発掘枠）　小論文　出題意図

【課題文の出典】

倉本賢士著「産業としての近代工芸史」　日本政策投資銀行、日本経済研究所編著　『「産業」としての工芸　ものづくりから挑む地域創生』　中央公論新社、2025 年、67～71 頁。

【出題意図】

この設問は、「伝統の創出」をテーマとして、近代国家が強調し、新たに創り上げた「伝統的」とされるものに関する見識を問う。とりわけ、戦前から戦後にかけて日本政府が国民の帰属意識を高めるための文化的施策（伝統の創出）の一つとして工芸を捉え、文化的アイコンとして活用し、概念化・制度化した「伝統工芸」の事例を読み取り、その意味を具体的に理解できる思考力が身に付いているかを評価する。また、受験者が「伝統」に関する自らの経験や知識に基づいて、自身の考えを日本語で論理的に表現できているかを問うものである。